

栃木地方最低賃金審議会

議事録

議事要旨

(整理番号 0502)

第2回 栃木地方最低賃金審議会

令和5年7月31日 公開

開催日時	令和5年7月31日(月)	13時30分~14時21分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 最低賃金法第25条第5項及び第6項に基づく関係労使の意見聴取について 2 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について 3 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、令和5年度第2回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>定数の確認 公益代表委員の荻原委員が欠席。 委員15名中14名の出席があり、最低賃金審議会令第5条第2項により3分の2以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p>傍聴者の報告 本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされ、公告の結果8名の傍聴申込みがあり、8名が傍聴することを報告。</p> <p>続きまして、第1回栃木地方最低賃金審議会は御欠席でしたが、その際に当期の会長代理として選出・決議されました黒川委員が本日は御出席されておりますので、本日の議事に先立ち、黒川会長代理より一言御挨拶いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
-----	---

黒川委員	<p>す。</p> <p>会長代理を仰せつかりました宇都宮大学の黒川でございます。 円滑な審議になりますよう努力していきたく思いますのでよろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これからの議事進行につきましては、杉田会長にお願いしたいと思しますので、よろしくをお願いいたします。</p>
杉田会長	<p>それではここから、私の方で議事を進めさせていただきます。</p> <p>傍聴者の方は、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守するようお願いします。</p> <p>審議会の秩序を乱し、審議会の進行を妨げるものと認められる場合は退去していただくこともありますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは最初に、議題(1)の「関係労使からの意見聴取について」ですが、7月5日に開催した第1回審議会において、「関係労使からの意見聴取」を第2回審議会の場で行う旨、議決されております。</p> <p>その後、意見書の提出を求める旨の公告を行った結果、本日の資料1にありますとおり8件の意見書が提出され、そのうち、「佐野地区労働組合会議・労働組合わたらせユニオン」と「とちぎコープ労働組合」の2者からこの審議会の場で意見を述べたい旨の申し出がありました。</p> <p>第1回審議会での議決では、全体の意見発表時間として10分程度、一人当たり5分程度としておりますので、本年度は、意見発表の申し出のありました、この2者より発表いただくことといたします。</p> <p>それでは最初に、労働組合わたらせユニオンの嶋田様から意見を発表いただきたいと思います。</p> <p>事務局は、案内してください。</p>
事務局	<p>発表者を意見発表席に案内</p>
杉田会長	<p>これより、労働組合わたらせユニオンの嶋田様から意見発表をいただきます。</p> <p>発表要旨については、お手元の資料の5ページにありますので、皆様方はこれをご覧になりながらお聴きください。</p> <p>発表時間は5分程度となりますので、恐縮ですがポイントを絞り時間厳守にて発表をお願いします。</p>
発表者	<p>本年も意見陳述の機会を与えていただきましてありがとうございます。佐野地区労とわたらせユニオンを代表して意見陳述を行います、わたらせユニオンの書記長の嶋田です。</p> <p>意見書を提出してありますので、全般的な意見については意見書を</p>

参照願います。

意見陳述では、最低賃金法第9条2項の最低賃金の3要素、特に生計費について述べさせていただきます。

私は、最低賃金を決定する3要素（労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力）のうち最も優先すべきは、生計費、つまり物価の動向だと思います。最低賃金は、生活保護とともに、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するナショナルミニマムの柱です。物価の高騰により最低賃金近傍で働く労働者の生活が困窮するときに、最低賃金改正の必要性は最も高くなるものと思います。

最低賃金法第12条には、「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要と認められるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。」とあります。

昨年の栃木県最低賃金は、3.5%引き上げられ、10月1日に発効しました。審議会で審議していた時の最新の「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数は、前年同月比2.8%上昇でしたが、10月には4.4%上昇し、2023年1月には5.1%まで高騰しています。こうした状況の中で、私たちは、昨年9月、1月、今年になってから2月と3回にわたって、栃木労働局に対し最低賃金の再改定を諮問するよう要請してきました。厚生労働省にも同じく要請をしましたが、回答は、最低賃金は物価だけで決めるのではなく、3要素の動向を注視しているというものでした。

昨年の目安の根拠となった公益委員見解には、地方最低賃金審議会に対する期待として、「消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは必要に応じて対応を検討することが適当である。」とありました。私たちは、この公益委員見解における「地方最低賃金審議会への期待」も再改正の根拠として要請してきましたが、検討された様子は見えませんでした。

私たちは、毎年12月、生活困窮者に向けた炊き出しを行っており、例年60~70世帯分の食料を用意すると余る状態だったのですが、昨年12月には100世帯分を超えて用意した食料があっという間になくなり、遅く来た人には品切れで配布できない状態でした。あらためて低所得者層を中心に困窮する世帯が増えていることを実感させられました。全年代平均の貯金なし世帯の割合は単身世帯が33.2%、2人以上世帯が22.0%とされていますが、最低賃金近傍で働く労働者は当然貯蓄ゼロの世帯が多いと考えられます。10月に最低賃金が改定されたものの、物価上昇はそれを上回ってしまい、困窮する世帯が続出しています。

3要素について昨年度、公益委員見解では丁寧な説明が行われ、2022年の賃上げについては、「賃金改定状況調査結果第4表の継続労働者に限定した賃金上昇率が2.1%になっている。ただし、この数値

	<p>は今年4月以降の消費者物価の上昇が十分に勘案されていない可能性がある。」としています。今年度の第4表のでも賃金は、2.5%の上昇となっており、物価上昇率を大きく下回っています。</p> <p>通常の事業の賃金支払能力については、「企業の利益や業況がコロナ禍からの改善傾向がみられるものの、賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことに留意する必要があります。」としています。</p> <p>「通常の事業の賃金支払能力」は、政府がどれだけ本気になって中小零細企業対策をするかという政策の問題であると思います。</p> <p>政府が、賃上げや最低賃金を引き上げるといっても、それに対する具体的な施策をとらない限り、政府は怠慢だと思います。</p> <p>こうしてみると、今年も昨年と同じように、審議途中の物価上昇率よりも、さらに物価が高騰することが懸念されます。憲法25条を保障するナショナルミニマムの柱として、最低賃金を機能させるためには、物価高騰を最優先課題として審議されるべきです。その際、昨年の例を踏まえて、物価の今後の動向を目論んだ審議をすべきです。もし、年度途中で最低賃金の引き上げ率を上回るような物価高騰が起きた場合には、年度途中であっても労働局長は再改定の諮問をするべきですし、審議会は再改定の建議を行うべきだということを申し上げて、意見陳述とします。</p>
杉田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の意見発表について、御質問等がありますか。</p>
各代表委員	<p>質問等なし</p>
杉田会長	<p>御質問などが無いようでしたら、別途意見書を提出いただいておりますので、こちらも見させていただきたいと思います。</p> <p>それでは、労働組合わたらせユニオン嶋田様の意見発表を終了いたします。</p>
事務局	<p>事務局は、案内してください。</p> <p>発表者を案内</p>
杉田会長	<p>続きまして、「とちぎコープ労働組合」の永吉様より、意見発表を行っていただきたいと思います。</p> <p>事務局は案内してください。</p>
事務局	<p>発表者を意見発表席に案内</p>
杉田会長	<p>これより、「とちぎコープ労働組合」の永吉様から、意見を発表いただきます。</p> <p>発言要旨については、お手元の資料の10ページにありますので、皆</p>

<p>発表者</p>	<p>様はこれをご覧になりながら、お聴きください。</p> <p>発表時間を5分程度となりますので、恐縮ですが、ポイントを絞り時間厳守にて発表をお願いします。</p> <p>私は、2023年度の栃木地方最低賃金改定の審議に当たりまして、とちぎコープ労働組合より提出いたしました「2023年度の栃木地方最低賃金改定審議に向けた意見書」を補足する立場で意見陳述を行います。</p> <p>1. 働く人々をめぐる全般的な状況</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、今年の5月8日から第5類に移行され、少しずつではありますがコロナ前の生活に戻ってきています。私たちの生活はというと、物価高騰で値上げが続き、生活費（主に食費）を切り詰めるにも限界が来ており、最賃で働く労働者の生活はますます厳しくなっています。</p> <p>6月の消費者物価指数（CPI、2020年＝100）は変動の大きい生鮮食品を除く総合指数が105.0となり、前年同月比で3.3%上昇。伸び率は2か月ぶりに拡大し、電気代の値上げが押し上げ、食品高も続いています。電気料金は6月使用分から15～43%値上げに加え、帝国データバンクの調査によると、今年も食品値上げは6月末現在で2万9,106品目に上り、歴史的な値上げラッシュに見舞われた昨年1年間の2万5,768品目を超え、7月の値上げ品目数は3,566品目。パンや牛乳の値上げも控えており、年内の値上げが3万5,000品目に達すると推計しており、家計の苦境が一段と深まりそうです。</p> <p>そんな中、新型コロナウイルス感染者が再び増加傾向にあり、第9波と言われている現在、コロナと物価高騰の危機を乗り切るためにも、労働者の生活と地域を守り経済を活性化させることが必要です。</p> <p>2. 「パート労働黒書 10」から見えてきたもの</p> <p>とちぎコープ労働組合が加盟する生協労連は、毎年「パート労働黒書」を発行しています。生協や関連会社などで働く人から聞き取りし、非正規労働者の低賃金と深刻な働き方の実態をあらかじめしてきました。生協で働く人々をめぐる実態は、賃金の低さだけでなく、物価高騰の影響を受けてこれまで以上に過酷な状況になっています。</p> <p>パート労働黒書 10より一部を紹介します。</p> <p>「閉店時間9時半まで働いても手取りの少なさにがっかり。食費は見切り品を買って節約しています。」</p> <p>「家族での外食は数年に一度。一番の不安は老後の生活です。」</p> <p>「物価上昇に見合った賃金上昇はなく、支出だけが増え、大幅な増税も予想されており、人生の終盤を人間らしく安心して暮らしていけるのか。体力が続かなくなったらどうするのか不安です。」</p> <p>など、切実な声が寄せられています。</p> <p>パート・アルバイトなど、かつては家庭の補助的労働と言われてきましたが、現在は主たる生計者として、一人ひとりの賃金が、生活するために必要な生計費となっています。賃金が上がれば、貯蓄ではな</p>
------------	---

	<p>く消費に回るとは確実で、最低賃金引上げによる家計への支援はまったなしです。</p> <p>全国一律と時給 1,500 円の実現に向けて、最低賃金が上がり、物価高騰からの生活を守り、地域経済を立て直すことが求められます。</p> <p>3 . 全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を</p> <p>最低賃金は時間給労働者だけの問題ではありません。全労連が実施している最低生計費試算調査では、大都市と地方では生活にかかる費用は変わらないことから、最低賃金は全国一律で時給 1,500 円にする必要性を示しました。</p> <p>労働総研が 2018 年～2019 年に実施した「若者の仕事と暮らしに関するアンケート」によると、年収 300 万円が親と同居するか、一人暮らしをするのかのボーダーラインになっていて、最低生計費試算調査の試算額とほぼ一致します。全国どこでも若者たちが普通の暮らしをし、親からの独立を可能にするためには、少なくとも最低賃金は全国一律 1,500 円という水準が必要だと報告しています。</p> <p>この報告を見て、私の同居する子供にも当てはまり、独立は難しいのだなと実感しました。</p> <p>私たちが働くとちぎコープでは、最低賃金改定に伴い、パート・アルバイト職員の基本時給が 5 円上がりましたが、アルバイトの基本時給は 915 円と最低賃金に張り付いています。</p> <p>2023 春闘では、現場から「物価高騰で生活が大変。時給引上げを」などの声が多数あり、基本時給 25 円アップを勝ち取り 940 円となりました。春闘があるからこそ賃金引上げですが、小売流通業で働く非正規労働者の多数は未組織で、春闘の恩恵にあずかることはできません。だからこそ、時給引上げのためには最低賃金の引上げが必要なのです。</p> <p>7 月 28 日に中央最低賃金審議会から目安が出され、全国平均 1,002 円、上げ幅 41 円は過去最大ですが、栃木県を含む B ランク 40 円、C ランク 39 円ではランクごとの差はますます広がり、全国一律 1,500 円にもほど遠い金額です。</p> <p>最後に、本審議会に置かれましては、各団体から出された意見書の意見を含め、述べた意見が少しでも最低賃金引上げのきっかけとなり、誰もが人間として自分らしく生き、働き、安心して暮らせる社会の実現と、地域経済の発展、活性化のために、積極的な最低賃金引上げの審議をしていただくことを改めて強く求め、とちぎコープ労働組合の意見陳述とさせていただきます。</p>
杉田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の意見発表について、御質問等はございますか。</p>
各代表委員	<p>質問等なし</p>
杉田委員	<p>御質問などがないようでしたら、別途意見書を提出いただいております。</p>

	<p>ますので、こちらも見させていただきたいと思います。 それでは、「とちぎコープ労働組合」の永吉様の意見発表を終了いたします。 事務局は、案内してください。</p>
事務局	発表者を案内
杉田会長	<p>第1回審議会において決議された最低賃金法第25条5項及び第6項に基づく関係労使からの意見聴取につきましては、以上となります。</p> <p>今後の審議会・専門部会においては、このような御意見も十分に踏まえながら、審議に反映させていきたいと思いますので、公労使の代表委員の方々は、よろしく願いいたします。</p>
杉田会長	<p>では、続きまして議題(2)に進みます。</p> <p>議題(2)は、「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について」ですが、中央最低賃金審議会において、令和5年7月28日に引上げ額の目安に関する答申がなされておりますので、まずは、中央最低賃金審議会から示された今年度の目安額等について、事務局からの伝達・説明をお願いします。</p>
事務局	目安に関する答申の内容等を説明
杉田会長	<p>目安に関する答申の内容について詳細に御説明いただきました。 ご質問等すぐになれば別途でもかまわないというお話もありましたが、この場で質問・御意見等がありますか。</p>
各労使委員	質問等なし
杉田会長	<p>ボリュームのあるものを今御覧になり、今この場ではなかなか質問等が思いつかないということもあると思いますので、質問等がありましたら、事務局の方に適宜ご照会させていただきたいと思います。また、おそらく皆さんが質問される内容は、おそらくは皆さんも知りたいことだと思いますので、事務局はそれらを各委員にも是非共有していただきながら、今後の審議会・専門部会を進めていきたいと思いますので、引き続きよろしく願いします。</p> <p>今年度における目安額が示され、それぞれの立場で思うところや感じるものが色々あるかと思いますが、ランク分け等の目安制度の見直しが行われた上においても、「目安はあくまで目安」という根本的な部分に変わりはありませんし、私ども栃木地方最低賃金審議会としては、栃木県における最低賃金決定の3要素(生計費、賃金、賃金支払能力)を勘案しながら真摯に議論を重ねていき、栃木労働局長からの諮問に対する答申を出していくという点もこれまでと何ら変わるも</p>

	<p>のではありませんので、委員の皆様方におかれましては、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>では、目安の件はここまでとして、本日も沢山の資料が用意されておりますので、事務局から本日の提出資料について説明をお願いします。</p>
事務局	資料説明
杉田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の事務局からの説明について、質問等はございますか。</p>
各代表委員	質問等なし
杉田会長	<p>よろしいですか。</p> <p>こちらもかなり膨大な資料となっておりますので、この場でなくても必要に応じて質問等をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題（３）に進みます。</p> <p>議題（３）の「その他」ですが、まずは今後の日程等について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>例年、10月1日改正発効を目指し、集中審議をお願いしているところですが、本年度は官報公示の期限の関係上、8月7日（月）午後4時から第3回栃木地方最低賃金審議会を開催し、そこで答申をいただく予定としております。</p> <p>また、異議審となる第4回栃木地方最低賃金審議会については、8月23日（水）午前10時00分からを予定しております。</p> <p>以上です。よろしくお願いいたします。</p>
杉田会長	<p>ただ今の事務局から説明のあった日程は、改定発効日を例年どおりの10月1日とした場合のスケジュールということになります。</p> <p>私ども審議会としても例年どおりのスケジュールで審議を進めていきたいとは思いますが、一方でこの改定発効日に囚われて十分な審議が尽くせないということも問題と考えます。</p> <p>今後の審議次第ということになりますが、まずは例年どおりの10月1日改定発効を目指し、この後の専門部会をスタートさせたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>他に何か質問等はございますか。</p>
各代表委員	質問等なし
杉田会長	<p>特に無いようであれば、最後に、本日の議事につきましては、審議会運営規程第7条第1項の規定により議事録を作成し、同条第2項の</p>

各代表委員	<p>規定により公開といたします。</p> <p>議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p> <p>労使それぞれの代表委員で協議</p>
杉田会長	<p>それでは、労働者代表菊嶋委員、使用者代表鈴木委員にお願いいたします。</p> <p>以上で、第2回栃木地方最低賃金審議会の審議は全て終了しました。</p> <p>これをもって、閉会といたします。</p>